グローバリゼーション下の市民社会と企業 — ライシュの『暴走する資本主義』を手掛りとして —

後 藤 伸

要旨

企業に法人格を与え、市民=ヒトと同じような権利・義務関係を持つ実在と想定してよいかという問題は、再考に値する問題であろう。とくに市民社会のなかで企業の存在をとらえ直した場合、意思決定主体、民主的な選択プロセス、社会倫理の形成などの領域に企業がどのように関与すべきか、あるいは関与すべきではないかは、いまだに明確な決着がえられていない事柄である。本稿は、これらの問題ついて果敢に取り組んだライシュの近著を手ががりに、また市民社会のなかの企業について興味ある分析を提示しているフランスの哲学者コント=スポンヴィルの考え方もあわせて紹介しながら、企業の社会的責任に焦点をあてて考察したものである。

キーワード:企業の社会的責任 コーポレート・ガバナンス 契約の東 法的擬制 株主価値最大化

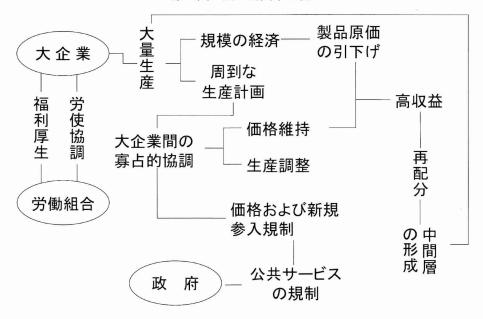
はじめに

筆者は、2006年に公刊された海老澤ほか [2006] に掲載された論文おいて、アメリカの コーポレート・ガバナンス(Corporate Governance: CG) の展開を取りあげた(後藤[2006])。その なかでのおもな確認点として、(1) アメリカの CG論は株主と経営者との間の狭義の意味での 統治論であり、その他の利害関係者(従業員、 サプライヤー、地域社会など)が有意味的には 議論には取りこまれていないこと、その結果、 (2) CG論は株主価値最大化に向けて企業経営 者をどのように規律付けるかの仕組み設計 -企業外部からの規律付けとしてのM&A(企業 の合併買収)、内部からの規律付けとしてのス トック・オプション ― とその有効性の検証に 焦点があてられていること、を指摘した。この ようなアメリカのCG論では、企業の所有者は 株主であり、企業経営の目的も所有者である株 主の価値、つまり配当 (income) と株価 (capital) の増大 (gains) におかれていることが当然の前提とされている。

株式会社形態をとる企業の所有者が株主であること、このことは法制度的にひろく認められている。しかし、そのような企業の経営目的が所有者である株主の価値最大化にあるとすることは、所有者規定ほどはひろくも制度的にも承認されているわけではない。アメリカ自体についてみても、企業者の経営目的が株主価値最大化にあるとするのは比較的最近の潮流であり、それ以前には株主をふくめた利害関係者の調和的発展が目指されていた。つまり、企業経営の目的にはある転移となった節目があり、その節目以後は経営者が達成のために規律付けられる目的が株主価値最大化に向けて一斉にシフトしたということである。

筆者のさきの論稿では、この節目に関しては 明示的に考察の対象とはしなかった。これを考

第1図 民主的資本主義



資料 ライシュ[2008] 第1章より筆者作図

えるに格好な材料が最近出版された。ライシュ の『暴走する資本主義』である(ライシュ [2008])。 「同書はまた、さきの拙論で提示した アメリカのCG論がもっぱら狭義の意味で捉え られている理由についても、興味ある指摘をお こなっている。そこで本稿ではこの本を手掛り に、アメリカ企業の経営目的のシフトとそのも ととなっている企業の見方について考察を進め ることにしたい。以下、1では企業経営におお きな変化をもたらしたものとしてライシュが指 摘する「超資本主義」について、また2ではラ イシュの「企業の社会的責任 (CSR)」論と企 業観について、それぞれ紹介する。3ではライ シュの企業の見方について検討をくわえ、4で 小論の考察を述べることにしたい。なお以下断 りのないかぎり、括弧内の2つの数値のうち、 前者のイタリックで表記した数字がライシュ [2008]の原書の、また後者の明朝体で表記した 数字が邦訳書のページ数を示すものとする。

1 「超資本主義」とはなにか

1970年代後半は、企業経営にとって一つの大きな転換期であった。ライシュはこれを「民主的資本主義(democratic capitalism)」から「超資本主義(supercapitalism)」への移行期と位置づける。その意味を明らかにするためにも、かれのいう民主的資本主義と超資本主義をここで要約しておこう。

民主的資本主義の経済的基盤は大企業のもとでの大量生産体制にある(第1図参照)。量産による規模の経済は製品原価の大幅な引下げを可能とした。その一方で、量産はプロダクトフローの周到な調整を必要とする。予測した需要に応じて生産計画をかなり前から立てるために、「大企業は競争という危険を冒すことはできな

¹ Robert B. Reichは、この著作を出版した当時 (2007年9月)、そして現在もカリフォルニア大学バークレー校教授で、公共政策を担当している。ビル・クリントン政権下で第22代労働長官を務めた。

かった」(30:40)。この結果、大企業間の寡占的な協調体制が進展した。これによって業界における生産調整と価格維持が容易となり、生産性向上による製品原価の引下げとあいまって、大企業には高収益がもたらされた。収益の再配分過程をつうじて、消費支出性向の高い中間層が分厚く形成された。ここでいう中間層は、専門職業人や企業経営者というよりは、「大企業で生産や事務に携わる、熟練または半熟練の工場労働者や事務員」がその多数をしめた(37:49)。これら中間層の多くは労働組合に組織化された。2大規模な組合は大企業との交渉によって、年金や医療保険面で手厚い福利厚生を獲得することの見返りとして、過度なストライキや賃上げを差し控え、量産体制を支えた。

大企業と労働組合との直接交渉のほかに、民 主的資本主義を支えていた制度的要因として、 政府(規制)が存在する。20世紀中ごろ、政府 はアメリカ経済のおよそ15%を直接的な規制下 においていた(24:32)。残り85%の多くにつ いては業界団体が政府機関と協力して業界を規 制した。これらの規制は、価格競争を抑制し、 新規参入を阻むことで、大企業の寡占体制を支 持した。また規制は産業の安定をもたらすこと で雇用を維持し、地域の経済的基盤の保全に役 立つとともに、安全・公正・信頼の高いサービ スを求める国民ニーズにもかなうものと考えら れた。このほか、地域政治家が地方に根を張る 各種圧力団体(中小企業、退役軍人、専門職業 人など)の要求をくみ上げ、政治的な利害の調 整が図られた。

民主的資本主義の時代、大企業、労働組合、政府、地方政治家の間における直接的または間接的な政治的・経済的交渉の過程を通して、「ほとんどの国民がより安全で安定した生活を享受し、国民所得はより平等に分配されていた」(48:65)。だが、この時代はまた、競争の抑制から製品価格は高止まりし、品質の向上も進ま

ず、経済的な効率性は犠牲になった時代でもあった (48:64)。この時代は1970年代後半を境に やがて超資本主義に取って代わられる。

超資本主義をひとことで特徴付けるとすれば、それは「消費者と投資家が権力を獲得し、市民が権力を失っ(た)」資本主義である(56:77)。市民による社会的なルール作りという民主主義が後退し、消費者と投資家の「お買い得(great deals)」(102:139)という欲求にきわめて感応的な経済体制へと移行した。この移行を促したおもな要因は技術革新、グローバル化、規制緩和の3つであった(第2図参照)。

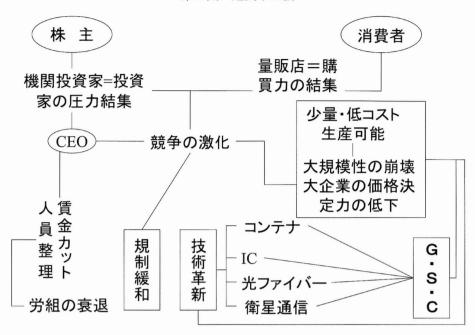
安定的な寡占体制を崩壊させた要因の一つである技術革新は、ライシュによると、1950・60年代の米ソ冷戦時代に開発された軍事技術がもとになっているという(56-57:77ページ)。集積回路(IC)、インターネット、光ファイバーケーブルなどのハイテク技術しかり、またコンテナやそれを積み込むコンテナ船などのローテク技術も軍需関連から出発して、やがて民生用に移転されておおきな技術革新を生み出した。これら技術革新によって、寡占企業による標準製品の大量生産が低コストで可能となるにつれ、量産企業も顧客に多様な選択肢を提供するためより専門化し、ニッチ生産に移行せざるをえなかった(64:87)。

さきの技術革新はまた、アメリカ企業にグローバル・サプライチェーン (GSC) を可能とした。最安・最良のサプライチェーンを築くための、世界規模での調達・生産システムの構築が可能となった。ここでは単純に輸入の増減といった貿易統計でアメリカ企業のグローバルな競争力を測ることはできない。ちなみに、1990年代までにアメリカ全体の輸入の約45%は国外で操業するアメリカ企業からの輸入によって占められていたのである (62:84)。 3アメリカ企業が1970年代に国際競争力を失いはじめたのではな

²「1955年までにアメリカの労働者の三分の一以上が労働組合に所属していた」(35:47)。

³ 2006年にはこの比率は48%にまで増大した(ibid.)。

第2図 超資本主義



資料 ライシュ[2008] 第2章より筆者作図

く、国内だけで活動する企業が競争力を失いは じめたのである (63:85)。このグローバル・ サプライチェーンもアメリカの消費者の交渉力 を結集するに役立った。

移行を促した第三の要因であるアメリカの規 制緩和は通信、航空産業、陸海運業、金融サー ビスなど、広範囲の分野におよんだ。規制緩和 は経済効率の向上という点からは成功であった が、新規参入を促すことで競争を激化させた。 とくに金融サービスの規制緩和は、情報技術の 進展とあいまって、預金者を投資家にかえ、ま た投資家を投資信託や年金ファンドへと誘導し た。この結果、機関投資家は個々の投資家のパ ワーを結集して、企業の最高経営責任者 (CEO) に対する投資家の圧力を高めた (71:96)。こ の株主価値最大化への圧力は、企業のCEOを して、収益回復と向上にもっとも手っとり早い 方法、つまり労働者の賃金カットや人員整理へ と向かわせることになった。この結果、労働者 の組合組織は衰退し、2006年にはアメリカの民 間での組織労働者は8%未満にまで下落するに いたった (80:108)。 かくして、

満つることなき黄金時代 (the Not Quite Golden Age) における民主的資本主義の中心的制度であった大手寡占企業、産業別巨大労組、そして規制機関を通じて地域社会や地元利害を代表してきた政府はいずれも落ちぶれてしまった。地域社会と従業員の利益をよく考えていた、いわゆる企業ステーツマンは持っていた能力の一切を失った。権力は消費者と投資家に移った。超資本主義が民主的資本主義に取って代わったのである (87:117)。

2 ライシュの「企業の社会的責任(CSR)」 論と企業観

民主的資本主義から超資本主義への移行は、 消費者と投資家の選択肢を豊かにし、よりよい 取引条件へのアクセスと乗換えを可能とした。 消費者はより安い商品を手に入れ、投資家はより高い投資収益を享受するようになった。その一方で、消費者と投資家の欲望にすばやく応える超資本主義のもとでは、企業間における競争圧力は強まり、その結果社会における格差と不安定性が増した。社会的富は一部の富裕層にますます集中し、多くの人びとの所得と雇用が不安定となった。地域社会は企業による人員削減や事業撤退などを通して荒廃し、環境の悪化が進行した。それはアメリカ国内のみならず、世界的な規模で生じているのだという(209:288)。

超資本主義におけるこの光り(便益)と陰(社 会的コスト)⁴に直面して、われわれはどのよう な処方箋を考えればよいのか。大企業に対して、 その社会的責任 (Corporate Social Responsibility: CSR) をより厳しく問うことから問題の解決に 近づいていけばよいのか。これらの取組みは真 摯なものであり、社会的に一定の効果をもたら していることもライシュは否定しない(168: 230)。しかしながら、超資本主義のもとでは、 利益を損なうような企業の善行は許されない。 どのような企業であれ、競争相手が引き受けな いような追加費用を自発的に引き受けることは ない (204:280)。 もしそのようなことをすれ ば、当該企業の製品・サービス価格は上昇し、 消費者からソッポをむかれる。売上の伸び悩み は収益性を悪化させ、投資家の離反を招いて株 価は下落する。最悪の場合、競争圧力に耐えか ねて当該企業の市場からの撤退を引きおこすか もしれない。他方、追加費用をかけず品質を向 上させたり、生産性を向上させて製品・サービ スの価格を低下させるという、消費者・投資家 の利益に適う経営をおこなう企業は、社会的に 善行を積んでいるわけではない。それはすぐれ た経営 (good management practices) をしてい るだけである。そのような経営は、社会に対す る便益の多寡のいかんにかかわらず、超資本主

義の競争圧力のもとでは早晩取り入れられる手法なのである (173:236-37)。かくして、企業の社会的責任は「綿菓子」と同じくらい意味深である――「かじり付くほど早く溶けてなくなる」(171:234)。

ライシュはさらに、企業の社会的責任を問う ことは、民主主義が本来立ち向かうべき問題点 を覆い隠してしまうことになる、と否定的評価 も下している。すなわち、

・・・・政治家や推進者は「責任をもって」行動するといって企業を賞賛するか、そうしないからといって企業を非難している。だが、その賞賛や非難は責任ある行動を定義する法律や規則とは切り離されている。企業は社会的責任をもつ道徳的存在であるとのメッセージは、なによりもまずそのような法律や規則を制定するという課題から人びとの関心をそらしてしまうことになる(207:285)。

「法律や規則を制定する」ことは、民主的なプロセスを経て選ばれた、市民の代表としての政府が担うべき課題であることはいうまでもない。それら法律や規則は企業に一律に適用されることで、企業間競争の新たなルールとなる。企業の社会的責任が企業経営者の裁量に委ねられているかぎり、また企業責任を求めて経営者への賞賛と非難という圧力掛けに終始しているかぎり、市民(団体)、政治家、労働組合などによるルール作りへの取組みがおろそかにされているというわけである。

さらに、そもそも企業を「社会的責任をもつ 道徳的存在」ととらえることは、「民主主義に おいて代表権を含む諸権利をもった市民」と企 業とを道徳上「等しいもの」とすることにほか ならない(207-208: 285)。しかし、ライシュ

⁴「私たちは全員が消費者であり、またその多くが投資家である。これらの役割において私たちはできるだけ最良の取引を得ようとしている。これが、市場経済に参加し超資本主義の便益を享受する方法なのである。しかし、これら個人の便益にはしばしば社会的コストがともなっている」(224-25:309)。

はこの等値を峻拒する。企業は人と同じではありえないと考えるのである。かれの企業観が問題となる。

ライシュの企業の見方は、『暴走する資本主義』の最終章の、それも終わり部分に簡単に述べられている。そう長くもないので、関連した文章をつぎに引用しておこう。

強調すべき最後の真実 — すべてのうちでもっとも基本的なこと — は、会社は人ではないということである。会社は法的擬制であり、契約書の東以外のなにものでもない。たしかに「会社文化」は存在し、それはどの集団も特徴づけるような支配的なスタイルや規準となっている。しかし、会社自体はものの形で存在しているわけではない。・・・企業は、契約が書かれている、されるではない。・・・企業は、契約が書かれているではない。・・・企業は、契約が書かれているではない。・・・企業は、対る発言の自由、法の適正過程、あるいは政治的な代表という法的権利を持つべきではない。・・・・人だけがそのような権利を持つべきなのである(216:297-98)。

人と企業とを峻別し、企業は法的契約の東以上のものではないと考えるライシュは、企業の 擬人化を前提とした制度や考え方を取り上げて 批判をくわえる。その鉾先は4点におよぶ。第 一に、企業の法人所得税がある。「代表なくし て課税なし」とは人についてのみいえることで ある。しかるに、企業に「法人」税を課すこと は、企業がその税を支払っており、それゆえ企 業にも民主主義の過程に参加する資格を与える べきだという誤った印象を与えかねない(216-17:298)。ライシュは法人所得税は廃止すべき だと提言する。

第二の批判対象は、犯罪行為のかどをもって 企業を起訴するやり方である。企業に刑事責任 を問うことは、企業の擬人化を強めることにな る。しかしながら、企業は事の善悪を判断するすべを知らない。それゆえ企業は犯罪的な意図をもって行動することもできない。人だけが事の善悪を区別し、意図的な行動をとれる。したがって、企業に刑事責任を問うやり方は止めるべきである、とライシュは主張する(218-19:300-302)。

第三に、企業に愛国心を求めることが挙げられる。企業はより多くのアメリカ人を雇用すべき愛国的な義務を負っているとか良きアメリカ市民たるべきとの信念をもって、経営者が消費者や株主にとって有利な取引を犠牲にすることはできない。かりにそうしたとすれば、企業が世界中でベストな取引を求めてグローバルなサプライチェーンを構築する超資本主義のもとでは、消費者や株主は他の競争企業に乗り換えるだけのことである(220:302-03)。それゆえ、企業に愛国的であることを期待したり強要してはならない。

最後に、企業に訴訟の権利を与えていることである。消費者、株主、従業員いずれも市民としての訴訟権を持っているのであり、自分たちの代わりに企業が訴訟を起こすことを必要としていない。さらにほとんどの大企業が世界中の投資家から資金を調達してるが、その場合企業に訴訟の権利を与えることは、アメリカ人以外の投資家にアメリカで民主的に合意された法律や規制を覆す機会と権利を与えることになるという(222:305-06)。

3 ライシュの企業観の検討

企業を「契約書の東」とみなすライシュの企業観は、もちろんライシュの創見ではない。新制度派経済学の一つに数えられるエージェンシー理論が唱える企業の見方である。 ⁵同理論によれば、企業経営者(受託者=エージェント)はさまざまな委託者(プリンシパル)との間で契約を結ぶ。たとえば、企業経営者と株主、企業

⁵ 新制度派経済学およびエージェンシー理論については、さしあたりピコーほか [1999] を参照のこと。

経営者と債権者、企業経営者と従業員、企業経営者と下請業者等など。しかし、エージェントとプリンシパルとの間の情報の非対称性およびエージェントの機会主義的行動のため、エージェントとプリンシパルとの間では各種のリスク(逆選択、モラルハザード、ホールドアップ)が生じる。これらのリスクを低減するためにかかる費用はエージェンシーコストと呼ばれる。エージェンシー理論は、このエージェンシーコストの最小化を求めていかなる契約設計が有効かつ効率的かを論じる。

ここで取り上げたライシュの著作は、すでに 紹介したように、エージェンシーコストの最小 化を求めて契約をどのように設計すべきかを主 題としたものではない。また、情報の非対称性 を機会主義的に利用する企業経営者を槍玉にあ げて、その経営行動の是非を論じるために書か れたものでもない。ライシュがエージェンシー 理論の唱える企業観=「契約の東」観を採りい れたのは、同理論の徹底した方法論的個人主義 の見方にあったと考えられる。ここでいう方法 論的個人主義とは、社会的構成体を個々の個人 とその意思決定という観点から捉える考え方を 指している。 6ライシュが企業は法的擬制であ り、契約書の束以外のなにものでもないと述べ るとき、企業という社会的構成体を個々の人間 とその意思決定にまで要素還元して捉えている ことは明らかであろう。それゆえ問題は、なに ゆえライシュは企業を擬人化することを峻拒し、 個人のみを唯一の意思決定者とするのか、とい うことになる。

小論の冒頭に記したように、筆者はアメリカのコーポレート・ガバナンス論の展開を跡付け、その議論がもっぱら狭義のガバナンス論、すなわち企業経営者と株主との間のガバナンス論に終始していることを確認した。そして、その理由として、アメリカ人の社会的価値を構成する自由と民主主義にとって、狭義のガバナンス論

が適合的であるためだと論じた。つまり、企業 のマネジメントは、個人の組織への参加と組織 からの退出の自由をある程度制限するとともに、 多数決という民主主義的な決定プロセスに代わ るに命令・服従関係を成立の要件としている。 そのようなマネジメントが営利企業のみならず NPOを含む社会的構成体の多くに導入され普及 していくことは、アメリカ人の社会的価値観を 掘り崩す脅威とみなされる。それゆえ、マネジ メントを担う経営者=エージェントをいかに株 主=プリンシパルの利害と一致させるかという、 狭義のガバナンス論が着目されることになる。 ここでいう株主は、株式ポートフォリオの選択・ 組み替えを通して関係する企業への参加とそこ からの退出を自由におこない、また持分に応じ て多数決原理の意思決定プロセスに参加できる、 まさにアメリカの社会的価値の体現者でもある。 そのプリンシパルの利害にいかにエージェント を従わせるかという、狭義のガバナンス論が盛 んに論じられる理由であるとした(後藤[2006]: $44-45)_{0}$

ライシュの場合も、超資本主義のもとでアメリカ人の社会的価値観、とりわけ民主主義が危機に陥っているという認識をもっている。ただしライシュの場合、その対策として企業経営者をいかに規律づけていかくかという方向には向かわない。超資本主義のもとでは、企業経営者は主権をもつ消費者と投資家の意向(つねに最良の取引条件を求めて契約相手を選択する個人)にそった経営を必然的にとらざるをえず、まさにそのことがアメリカの「満つることなき黄金時代における民主的資本主義」に取って代わり、民主主義そのものの危機を招いていると考えるからである。たとえば、ライシュは次のように述べている。

過去数十年の間に、わたしたちの能力において、パワーは市民としてのわたしたちか

⁶ ピコーほか [1999]: 79. ピコーらによれば、エージェンシー理論を含めすべての新制度派経済学は制度を個人主義的な観点から研究しているとみている。この指摘は的確と思われる。

ら離れて消費者や投資家としてのわたした ちへと移動した(5:6-7)。

1970年代以降・・・・ [超資本主義への] この転換において、消費者や投資家としてのわたしたちの能力はいちじるしくよくなった。 しかしながら、公益 (the common good) を求める市民としての能力において、わたしたちは地歩を失ってきた (7:8-9)。

ライシュによれば、民主主義とは「自由で公正な選出の過程以上の意味を持っている」。それは「市民が他の市民と一緒になってのみ達成できることを成し遂げるシステムであり、ゲームのルールー その結果が公益となって表れるーを決めることである」(4:5)。この民主主義に参加できる権利と参加する義務をもつものは、当然のことながら市民を措いてほかにない。法的擬制にすぎない企業がこの決定プロセスに参加しようとしたり、また企業の社会的責任の名のもとに決定プロセスへの参加を促すような風潮に対してライシュは警鐘を鳴らすのである。それは「民主主義の衰退(the decline of democracy)」にほかならないと(224-25:308-09)。

4 考察

ライシュのいう「消費者や投資家としてのわたしたち」と「ゲーム(超資本主義のもとでのグローバルな企業間競争)のルール自体を決めるわたしたち」という二分法は、まさに人びとが超資本主義のもとでヤヌス的な立場に立たされていることを示唆する。一方で超資本主義が提供する有利な取引(「お買い得」)を求めて止まないわたしたちは、他方で市民社会の公益を増進させることに腐心する。そのどちらかの相貌を個人のペルソナとして選ぶことは、社会的成果を毀損するか社会の全体性を危機に陥れかねない。そのことを明確に理解すること、それが2つの相貌をもつわたしたちが個人として責任を負う際の第一歩なのだというのがライシュ

の最重要メッセージと考えられる。

ところで、ライシュは、ヤヌス的相貌をもつわたしたちが衰退しつつある民主主義を取り戻すためには企業の擬人化を徹底して斥けることを主張した。企業は単なる契約の東以上のものではなく、社会的責任とか倫理を問えるのは人間以外にありえないのだからと。この社会的責任や倫理をめぐる問題をさらに検討するには、フランスの哲学者コント=スポンヴィルの社会分析が参考になるように思われる。小論はコント=スポンヴィルの説を検討するものではないため、その詳細をここで展開することは控える。ただライシュの主張との関連で、コント=スポンヴィルの考察の一部を取り上げておこう。

コント=スポンヴィルによると、社会は4つの秩序から構成されているという。第一の秩序は、技術—科学的秩序と呼ばれるものである。これは科学的に考えられるものと考えられないもの、またそれを技術的に可能なものと不可能なものという軸によって構成された秩序であり、それは経済そのものといえる(コント=スポンヴィル [2006]:59)。この秩序を内的な発展または自発性に委ねることは、もし制御がなければ恐るべき事態を出現させかねない。たとえば核兵器、オゾン層の破壊、金融パニックを想起せよ。技術—科学的秩序はそれ自体に自己制御の機構をもたないため、外側から制限を設けるものが必要となる。それが法—政治的秩序という第二の秩序である。

この秩序は法的には法が認めるものと法が禁じるもの、また政治的には法を作れる人びと(民主主義における多数派)と法を作れない人びと(民主主義における少数派・対立派)いう軸によって構成される(コント=スポンヴィル[2006]:61-62)。だが、つぎのような問題からこの秩序にも制限が設けられる必要があるという。個人は遵法でありさえすればなにをしても許されるのか、という「合法的な卑劣漢」の問題がある。また人民という集団が主権をもつことから主権者が自分自身に制限を加えることは可能か、という「民主主義に対する民主主義内

部での制約の不在」の問題がある (コント=スポンヴィル [2006]: 63-64, 69)。 これらの恐ろしさを免れるためには、第二の秩序を外側から制限する第三の秩序が必要となる。

この第三の秩序は道徳の秩序と呼ばれている。この秩序は、善と悪、義務と禁止という軸によって構成される。さらに義務を果たしているものの義務しか果たさないとすれば、それは人間として欠けるものがあると考えられる。道徳の秩序は第四の秩序である倫理の秩序(義務ではなく愛からおこなわれる一切のこと、という意味では「愛の秩序」とも呼ばれる)によって補完される必要がある(コント=スポンヴィル [2006]:77,80-81)。

社会を成立させる4つの秩序を考え、それら の相互作用のなかで社会および個人の行動を考 えるというコント=スポンヴィルにとって、秩 序の混同、取り違えにたった議論は退けられる。 すでになんども紹介したように、ライシュは企 業は法的擬制に過ぎず、これを擬人化した上で の「企業の社会的責任」論には厳しい批判をく わえていた。同じように、コント=スポンヴィ ルも、企業倫理や企業モラルを問う議論には意 味がないと考える。モラルや倫理を問えるのは あくまでも人であり、第一の秩序のなかにある 企業にとって重要なのは経営目標と貸借対照表 である。しかし、とかれは付け加える、企業の モラルを問えないがゆえに、企業の中に働く人 びとのモラルや倫理が問われることになるのだ と (コント=スポンヴィル [2006]:152)。

企業の社会的責任を問う風潮は人びとのゲームのルールそれ自体を決定する意思と力を弱めるものとして、ライシュは否定的に位置づけた。ルールを決めるのは市民であり、それがわたしたちのなすべき責任なのだと。しかし、コントースポンヴィルによれば、法一政治レベルでのルール作りだけでことは終わらない。法一政治的秩序を外側から規制し、かつその秩序の中に錘鉛を垂らす道徳や倫理の経糸がなければならない。合法性が道徳の代わりを務めることもできない(コ

ント=スポンヴィル [2006]:132)。ルール(合法性)も民主主義(立法)も市民の道徳や倫理の代わりとならないとすれば、どのような道徳と倫理をもって遵法ルールを作り、技術-科学的秩序やその中心に位置する企業に制限をくわえるべきなのだろうか。だが、ライシュはもちろんのこと、コント=スポンヴィルもなにが市民の道徳であり、なにが市民の倫理であるかを具体的に語ってはいない。

もちろん、それは一律に語りえないからである。また、市民の道徳や倫理は固定したものではなく、わたしたちによってつねに問われ、検証され、形作られていくからである。

一例を挙げておこう。2008年9月のリーマン・ ブラザーズの経営破綻を契機とした金融危機と 不況過程がグローバルに進行するなかで、日本 では製造業における派遣社員の人員整理が進ん だ。いわゆる派遣切りである。製造業で派遣社 員として働いていた人の多くが派遣先企業の寮 などに居住していたため、派遣切りはこれら人 びとの職だけではなく、住まいさえも奪うこと になった。元派遣社員は路上生活を余儀なくさ れ (「年越し派遣村」)、その困窮した様子はマ スコミによって大きく取り上げられた。製造現 場への労働者派遣は、2004年の改正労働者派遣 法によって認められた。したがって、派遣切り が生み出した社会問題に対処するには、製造現 場への労働者派遣を規制すべきであり、必要な 法改正をおこなうべきだという主張が沸きおこっ た。これに対して、製造業務への派遣規制で昨 今の雇用問題が解決するとは考えられない、派 遣規制は安い労働力を求めて海外への工場移転 を加速させ、かえって失業率の悪化を招くだけ だという反論もなされた。

雇用の多様化、人材の流動化は、コント=スポンヴィル流にいえば技術—科学的秩序の枠内の問題である。科学的に考えられることで技術的に可能であれば、経済のロジックは人間といえどもベストな取引形態の対象とする。この人材のジャストインタイムともいうべき製造業への労働者派遣を促進すべきなのかあるいは抑制

すべきなのかは、法一政治的秩序の問題である。 現行法のもとでは派遣社員を利用することも、 その利用を止めることも、ともに企業は合法的 に振舞っている。したがって、派遣切りをした 企業に雇用の「社会的責任」を問うことはでき ない。それでは、派遣切りが生み出した社会問 題にだれが責任をとろうとするのか。派遣労働 という不安定な雇用形態を選ばなければならな かった個人の責任だと片付けることも可能であ ろう(自己責任論)。あるいは、失職者用の有 効なセーフティネットを用意する責任と義務は 国や地方公共団体にある、と考えることもでき よう。 7いずれにせよ、企業に社会的責任はな いと言った途端に問われることは、わたしたち の責任であり、ひいてはわたしたちの道徳や倫 理そのものなのである。

参考文献

- 海老澤栄一+後藤伸+照屋行雄+湯川恵子+大田博樹 [2006] 『コーポレート・ガバナンスの新展開』 神奈川大学国債経営研究所
- 後藤 伸[2006]「コーポレート・ガバナンスの歴史 的考察」海老澤ほか[2006]: 25-51所収
- コント=スポンヴィル, アンドレ[2006] 『資本主義 に徳はあるか』紀伊国屋書店(原書はConte-Sponville, André [2004], *Le capitalisme estil moral?* Paris: Albin Michel.)
- ピコー, アーノルド+ヘルムート・ディートル+エゴン・フランク (丹沢安治+榊原研互+田川克生+小山明宏+渡辺敏雄+宮城徹訳) [1999] 『新制度派経済学による組織入門』白桃書房
- 湯浅 誠[2008]『反貧困 「すべり台社会」から の脱出』岩波新書
- ライシュ,ロバート・B (雨宮寛司+今井章子訳) [2008] 『暴走する資本主義』 東洋経済新報社 (原書はReich, Robert B.[2007], Supercapitalism. The Transformation of Business, Democracy, and Everyday Life., New York: Alfred A. Knopf.)

⁷ 非正規労働者に対して雇用のセーフティネットが有効に機能していない現状については、湯浅[2008]を参照のこと。